

City of SENDAI

series 5

ソフトウェア業・デジタルコンテンツ業・
データセンター立地促進助成金

交付内容

1 設置【新設・増設・市内移転】

基本額：新規投資に係る固定資産税等相当額の**100%**（限度額：なし）期 間：**3**年間（重点加算地域+**2**年）

【重点加算地域】

都心部 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第3項の規定に基づく都市再生緊急整備地域

青葉山 東北大学青葉山新キャンパス地区、青葉山北キャンパス地区及び青葉山東キャンパス地区

星陵 東北大学星陵キャンパス地区

卸町 卸町地区計画及び卸商団地内の第7種特別業務地区に掲げる該当地区

六丁の目 六丁の目西町、六丁の目元町、六丁の目中町（近隣商業地域に限る）及び六丁の目南町（近隣商業地域に限る）

2 雇用加算

基本額：新規雇用又は異動の正社員（**市内在住**）1人につき**100**万円を加算（限度額：なし）新規雇用又は異動の正社員（**市外在住**）1人につき**10**万円を加算（限度額：**5,000**万円）

※新規雇用・異動の正社員（市内在住）が5人以上であることを条件に、助成期間内において一度限り交付します。

新規雇用・異動の正社員とは？

[1]仙台都市圏に住所を有する [2]1年以上の継続雇用 [3]社会保険の被保険者の3条件に該当する方をいいます。

仙台都市圏とは？

仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村をいいます。

交付対象

【ソフトウェア業】

日本標準産業分類表に掲げる大分類G-情報通信業のうち、中分類39-情報サービス業及び中分類40-インターネット附随サービス業に属する事業所

【デジタルコンテンツ業】

日本標準産業分類表に掲げる中分類38放送業（小分類381を除く。）、中分類41-映像・音声・文字情報制作業、小分類726-デザイン業、中分類73-広告業及び細分類7462-商業写真業のうち、デジタル技術を用いて製品の製造又はサービスの提供を行う事業所

【データセンター】

通信回線及びコンピュータを用いて顧客の提供データを集約的に管理し、かつ、データ処理システムの構築、運用等について付加的な価値の提供を行う事業所

交付要件

【ソフトウェア業・デジタルコンテンツ業】 投下固定資産相当額**1,000万円**以上【データセンター】 投下固定資産相当額**3,000万円**以上

※建物賃借や設備リース等にも対応

（月額賃借料に、土地は100、建物は70、生産設備（償却資産）は18を乗じた値を「投下固定資産相当額」とします。

ただし、月額賃借料の上限は、土地は500円/㎡、建物は8,000円/㎡、生産設備（償却資産）は物件価格の3%です。）

申請手続き

助成金の指定を受けるには、原則として、立地の意思表示前に事前協議を行い、事業着手の**30**日前までに、交付指定申請書の提出が必要となります。

助成金の最終交付年度後の5年間は、操業継続報告書の提出が必要となります。操業継続報告書の提出がない場合や当該事業が廃止、休止された場合等には助成金の返還を求める場合があります。

【お問合せ】 仙台市経済局企業立地課 Tel : 022-214-8276 / E-mail : kei008040_13@city.sendai.jp

仙台市総務局東京事務所 Tel : 03-3262-5765 / E-mail : som001310@city.sendai.jp